

北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に対する再発防止策

委員会報告書において示された「再発防止策に関する提言」を踏まえ、再発防止策を速やかに実施する。

第1 不正な利益の供与に関する再発防止策

1 事実上の運用による「現物補償※」の廃止

- ・ 用地交渉時及び工事実施時における地権者からの現物補償の請求への対応について、新たな手続きを規定する通知を策定する。
- ・ 今後は、上記の通知以外の方法による現物補償は行わない旨を職員へ周知・教育する。

※現物補償：地権者等に対して金銭以外の方法による補償（給付）を行うこと

2 用地課と事務所との間の情報共有の実質化

- ・ 開発建設部用地課と事務所との間における用地交渉や補償内容等の情報共有に関する具体的なルールを定め、情報共有の徹底を職員に周知する。
- ・ 情報共有の実効性を高めるため、大規模な用地取得を伴う改築事業を実施する事務所には、開発建設部用地課職員を配置する。

3 受注業者による「無償工事※」の根絶

- ・ 工事ごとに設置している工事円滑化会議及び設計変更確認会議の場において、発注者（事務所長等）と受注業者（会社代表等）の間で、無償工事が行われていないことを確認するルールを定めるなど、無償工事を根絶する取組を実施する。

※無償工事：事業執行に伴う工事において、設計内容に含まれていないにもかかわらず、発注者が受注者に対して受注者による費用負担の下で実施させる工事。

4 主体的かつ自律的な問題解決能力の向上

- ・ 管理職が適切に指導・監督等が行えるよう、外部講師によるマネジメント研修の充実を図るとともに、職員の主体的・自律的な問題解決能力向上を図るため、双方向型や共同討議型等の講義の拡大など、研修制度の充実を図る。

第2 設計書の改ざんに関する再発防止策

1 審査主体に関する検討

- ・大規模事業を実施する事務所の事業において、本官工事における設計書の起案を事務所から開発建設部へ変更し、事務所と開発建設部の責任分担を明確化した上で、事務所と開発建設部により二重の審査を実施する体制を構築する。

2 開発建設部における審査手続に関する検討

- ・一定条件で抽出した工事設計書について、開発建設部において基礎資料との整合性を審査する体制を新たに構築する。

3 作成・審査・決裁過程の可視化

- ・工事設計書の作成者や作成日、審査者や審査日、決裁者や決裁日等を記録上で明らかにする様式を作成し、工事設計書の作成過程を可視化する。

4 「ICT土工」の活用

- ・ICT活用工事を拡大し、3次元データを活用して算出した総土量により変更設計書の精算数量の妥当性を確認するなど、ICT土工の導入を積極的に進める。

第3 不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止策

1 調査担当者の適切な選定

- ・不正行為の発覚に発展する可能性のある事案について、当該事案に関与していないと想定される職員による調査体制を構築し、調査を実施するルールを導入する。

2 弁護士関与事案に関する早期の対処

- ・弁護士、警察、検察等の捜査機関、税務調査機関等から開発建設部や事務所に問合せ等があった場合には、本局幹部に速やかに報告し、本局から対応方針を示すルールを導入する。

3 内部通報制度の利用促進

- ・イントラネットや研修等を活用し、公益通報制度等の職員への周知を徹底するとともに、通報疑似場面を想定したロールプレイ学習を研修へ導入するなど、同制度の利用促進に向けた改善を図る。

これらの再発防止策を実施するとともに、「新たなコンプライアンス推進計画」を策定し、同計画に基づき「組織的な体質の改善」、「管理職層のマネジメント力の強化」、「職員一人ひとりの取組の継続」、「不正の入り込む隙のない職場環境づくり」等の取組を重点的に推進する。

※フォローアップについて

本再発防止策の実施後5年を経過した場合において、その実施の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととする。

(以上)